

○上田市太陽光発電設備の適正な設置に関する条例施行規則

令和元年 7 月 1 日

規則第24号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、上田市太陽光発電設備の適正な設置に関する条例（令和元年条例第 22 号。以下「条例」という。）第 29 条の規定により、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(事業により影響を受ける者)

第 3 条 条例第 2 条第 5 号に規定する事業により影響を受ける者は、次に掲げるものとする。

- (1) 農林水産業を営む者で組織する団体
- (2) 森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 10 条の 2 第 1 項の規定に基づく林地開発許可が必要な事業は、事業を行う森林の下流において、開発中及び開発後の 50 年確率降雨に想定される無調節のピーク流量に対して 1 パーセント以上増加する地点を含む地域に存する自治会
- (3) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認めたもの

(条例第 7 条に規定する準ずる区域)

第 4 条 条例第 7 条に規定する準ずる区域は、次のとおりとし、図面で定める。

- (1) 同条第 2 号に規定する準ずる区域 令和 6 年 3 月 31 日まで長野県が地すべり危険箇所として公表していた区域
- (2) 同条第 3 号に規定する準ずる区域 令和 6 年 3 月 31 日まで長野県が急傾斜地崩壊危険箇所として公表していた区域
- (3) 同条第 4 号に規定する準ずる区域 令和 6 年 3 月 31 日まで長野県が土石流危険渓流として公表していた区域

2 前項に定める図面は、都市建設部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

(標識の設置)

第 5 条 条例第 9 条第 1 項及び第 2 項に規定する標識の設置及び標識の掲示内容変更は、標識（様式第 1 号）により行うものとする。

2 条例第 9 条第 3 項に規定する届出は、標識（設置・掲示内容変更）届出書（様式第 2

号)に次に掲げる書類を添付して、当該標識を設置及び変更した日から7日以内に市長に届け出るものとする。

(1) 位置図

(2) 標識の設置、掲示内容変更を証する写真

(関係法令等に関する手続)

第6条 事業者は、条例第10条第1項の規定による事前協議を行う前までに、事業の実施に必要となる法令及び他の条例（以下「関係法令等」という。）を調査し、関係法令等に定める手続の有無及び許認可の見込みについて、関係法令等（確認状況・手続結果）報告書（様式第3号）により、市長に報告しなければならない。

2 事業者は、条例第15条第1項の協定の締結をする前までに、関係法令等の許認可取得の状況について、関係法令等（確認状況・手続結果）報告書（様式第3号）に次に掲げる書類を添付して、市長に報告しなければならない。

(1) 関係法令等の許可証等の写し

(2) その他市長が必要と認めたもの

(事前協議)

第7条 条例第10条第1項に規定する協議は、太陽光発電設備設置事業事前協議書（様式第4号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出することにより行うものとする。

(1) 案内図

(2) 抑制区域チェックリスト（様式第5号）

(3) 公図の写し

(4) 土地利用計画図

(5) 雨水排水処理計画図

(6) 計画縦横断面図

(7) 各種構造図

(8) 雨水排水処理検討書

(9) 現況写真

(10) 設計者の資格に関する申告書（様式第6号）

(11) その他市長が必要と認めたもの

(条例第10条第2項に規定する資格を有する者)

第8条 条例第10条第2項に規定する資格を有する者は、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第19条第1号イからトまでの規定のいずれかに該当する者

(2) 市長が前号の規定に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認めたもの

2 条例第10条第2項に規定する資格を有する者は、設計者の資格に関する申告書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（事前協議終了の通知）

第9条 条例第10条第3項に規定する通知は、事前協議済通知書（様式第7号）によるものとする。

（説明会の開催）

第10条 条例第11条第1項に規定する事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 事業の趣旨と事業計画の内容
- (2) 工事中の騒音及び振動についての対策
- (3) 資材、廃材等の搬出入を含む管理方法
- (4) 安全対策と防災等の措置
- (5) 維持管理の方法と非常時の対応
- (6) 発電事業終了時の撤去・廃棄の方法
- (7) 事業区域の周辺環境に及ぼす影響及びその対策
- (8) その他市長が必要と認めた事項

2 条例第11条第1項の規定により、同項の説明会（以下「説明会」という。）を開催した場合における同条第3項に規定する報告は、説明会開催報告書（様式第8号）に次に掲げる書類を添付して、当該説明会を開催した日から起算して7日以内に市長に報告するものとする。

- (1) 説明会に配布した資料
- (2) 説明会の状況写真
- (3) 当日の出席者名簿の写し
- (4) 地域住民等範囲図

（意見の申出）

第11条 条例第12条第1項に規定する意見の申出は、説明会が開催された日から起算して30日以内に、事業者に対し、事業計画に対する意見を記載した書面（以下「意見書」という。）を提出して行うものとする。

2 条例第12条第2項に規定する報告は、意見書提出報告書（様式第9号）に当該提出が

あった意見書の写しを添付して、当該意見書が提出された日から起算して7日以内に市長に報告するものとする。

（地域住民等との協議）

第12条 条例第13条第1項に規定する協議は、当該意見書を提出した地域住民等に対し当該意見書に対する見解を示した書類（以下「見解書」という。）を提出して行うものとする。

2 事業者は、前項の見解書の内容について、当該地域住民等の理解を十分に得られるよう努めるものとする。

3 条例第13条第2項に規定する報告は、協議内容報告書（様式第10号）に次に掲げる書類を添付して、当該協議を行った日から起算して14日以内に市長に報告するものとする。

（1）協議で配布した資料

（2）見解書の写し

（事業の届出）

第13条 条例第14条に規定する届出は、太陽光発電設備設置事業届出書（様式第11号）に次に掲げる書類を添付して、市長に届け出るものとする。

（1）事業計画書（様式第12号）

（2）設計図等

（3）現況写真

（4）事前協議済通知書（写し）

（5）工事工程表

（6）雨水排水放流先施設管理者の同意書（写し）

（協定の締結等）

第14条 条例第15条第1項に規定する協定は、事業に関する協定書（様式第13号）により行うものとする。

2 市長は、次の各号のいずれにも該当するときは、事業者と事業に関する協定を締結するものとする。

（1）関係法令等の許認可を受けているとき。

（2）地域住民等との協議が、十分に行われていると市長が認めるとき。

（事業の着手）

第15条 条例第16条に規定する届出は、事業着手届出書（様式第14号）により行うものとする。

する。

（関係書類の閲覧）

第16条 事業者は、条例第17条の規定による閲覧をさせる場合は、あらかじめ、閲覧をさせる上田市内の場所及び時間を定めて行わなければならない。

（事業の変更等）

第17条 条例第18条に規定する事業内容の変更の届出は、事業変更届出書（様式第15号）に次に掲げる書類を添付して、市長に届け出るものとする。

（1） 変更内容の説明資料

（2） 事業計画書（様式第12号）

（3） 設計図等

2 条例第18条に規定する事業者の変更の届出は、事業者変更届出書（様式第16号）により市長に届け出るものとする。

3 条例第18条に規定する事業の取下げは、事業取下書（様式第17号）を市長に提出するものとする。

（完了確認）

第18条 条例第19条第1項に規定する届出は、事業完了届出書（様式第18号）により市長に届け出るものとする。

2 条例第19条第2項に規定する通知は、事業完了確認書（様式第19号）により事業者に通知するものとする。

（身分証明書）

第19条 条例第20条第2項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書（様式第20号）によるものとする。

（指導、助言及び勧告）

第20条 条例第21条第1項に規定する指導又は助言は、指導・助言通知書（様式第21号）により行うものとする。

2 条例第21条第2項に規定する勧告は、勧告書（様式第22号）により行うものとする。

3 条例第21条第3項に規定する報告は、是正措置報告書（様式第23号）により行うものとする。

（公表）

第21条 条例第22条第1項に規定する公表は、上田市公告式条例（平成18年条例第3号）に定める掲示場における掲示その他市長が適当と認める方法により行うものとする。

(弁明の機会)

第22条 条例第22条第2項に規定する弁明の機会の付与は、弁明の機会の付与通知書（様式第24号）に、公表に関する弁明書（様式第25号）を添付して行うものとする。

(国又は県への通知)

第23条 条例第23条に規定する通知は、上田市太陽光発電設備の適正な設置に関する条例における違反事案についての情報提供（通知）（様式第26号）により行うものとする。

(補則)

第24条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和元年8月1日から施行する。ただし、第1条から第4条までの規定は、公布の日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

太陽光発電設備設置計画のお知らせ			
事業名			(土地利用計画図)
着工予定日	年 月 日		
完了予定日	年 月 日		
事業区域の所在地			
事業区域面積	m ²		
発電出力	kW		
事業者	住所 氏名又は名称	電話	この標識は、上田市太陽光発電設備の適正な設置に関する条例の規定により設置したものです。 年 月 日設置
設計者	住所 氏名又は名称	電話	
工事施工者	住所 氏名又は名称	電話	

90cm以上

90cm以上

様式第2号(第5条関係)

標識(設置・掲示内容変更)届出書

年 月 日

(届出先)上田市長

住 所
事業者 氏 名 ㊟
電話番号
(法人その他の団体にあつては、名称、住所又は事務所の所在地及び代表者の氏名)

上田市太陽光発電設備の適正な設置に関する条例第9条第3項の規定により届け出ます。

1 事業名	
2 設計者	住所 氏名 (電話)
3 工事施工者	住所 氏名 (電話)
4 事業区域の所在地	
5 事業の規模	事業区域面積 m ² 発電出力 kW
6 予定工事期間	着手予定日 年 月 日 完了予定日 年 月 日
7 掲示の変更内容	

添付書類

- 1 位置図(標識の掲示内容変更届の場合で標識設置位置が変わらない場合は添付不要)
- 2 標識の設置、掲示内容変更を証する写真(標識の内容1枚 標識の設置状況1枚)

様式第3号（第6条関係）

関係法令等（確認状況・手続結果）報告書

年 月 日

（報告先）上田市長

住 所

事業者 氏 名

電話番号

（法人その他の団体にあつては、名称、住所又は事務所の所在地及び代表者の氏名）

事業 名

事業区域の所在地

上田市太陽光発電設備の適正な設置に関する条例施行規則第6条（第1項・第2項）の規定により、関係法令等の（確認状況・手続結果）を報告します。

関係法令等手続	該 当 の 有 無	担 当 部 署 等
(1) 土地売買等の届出 （事後届出）手続 （国土利用計画法）	☐ 届出必要 ☐ 届出済 （届出日 年 月 日） ☐ 不要 （ ）	担当部署等 確認日 年 月 日
(2) 開発許可手続 （都市計画法）	☐ 申請必要 ☐ 申請中 （許可見込み 年 月 予定） ☐ 許可済 （許可日 年 月 日） ☐ 不要 （ ）	担当部署等 確認日 年 月 日
(3) 農振農用地除外手続 農地転用許可手続 （農業振興地域の整備 に関する法律、農地法）	☐ 申請必要 ☐ 申請中 （許可見込み 年 月 予定） ☐ 許可済 （許可日 年 月 日） ☐ 不要 （ ）	担当部署等 確認日 年 月 日
(4) 道水路の占用許可・ 自営工事承認申請手続 （道路法）	☐ 申請必要 ☐ 申請中 （許可見込み 年 月 予定） ☐ 許可済 （許可日 年 月 日） ☐ 不要 （ ）	担当部署等 確認日 年 月 日

(5) 林地開発許可手続 (森林法)	☐ 申請必要 ☐ 申請中 (許可見込み 年 月 予定) ☐ 許可済 (許可日 年 月 日) ☐ 不要 ()	担当部署等 確認日 年 月 日
(6) 森林伐採の届出・伐採後の造林の届出 (森林法)	☐ 届出必要 ☐ 届出済 (届出日 年 月 日) ☐ 不要 ()	担当部署等 確認日 年 月 日
(7) 行為許可申請等手続 (自然公園法)	☐ 申請・届出必要 ☐ 申請・届出中 (許可見込み 年 月 予定) ☐ 許可済 (許可日 年 月 日) ☐ 不要 ()	担当部署等 確認日 年 月 日 届出日 年 月 日
(8) 土地の形質変更に係る届出手続 (土壌汚染対策法)	☐ 届出必要 ☐ 届出済 (届出日 年 月 日) ☐ 不要 ()	担当部署等 確認日 年 月 日
(9) 埋蔵文化財包蔵地土木工事等届出手続 (文化財保護法)	☐ 届出必要 ☐ 届出済 (届出日 年 月 日) ☐ 不要 ()	担当部署等 確認日 年 月 日
(10) 特別保護地区内における行為許可手続 (鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律)	☐ 申請必要 ☐ 申請中 (許可見込み 年 月 予定) ☐ 許可済 (許可日 年 月 日) ☐ 不要 ()	担当部署等 確認日 年 月 日
(11) 生息地等保護区の管理地区内等における行為の許可等手続 (絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律)	☐ 申請・届出必要 ☐ 申請・届出中 (許可見込み 年 月 予定) ☐ 許可済 (許可日 年 月 日) ☐ 不要 ()	担当部署等 確認日 年 月 日 届出日 年 月 日

(12) 消防法に基づく申請等 手続 (消防法)	☐ 申請・届出必要 ☐ 申請・届出中 (許可見込み 年 月 予定) ☐ 許可済 (許可日 年 月 日) ☐ 不要 ()	担当部署等 確認日 年 月 日 届出日 年 月 日
(13) 道路法に基づく特殊 車両通行許可申請手続 (道路法)	☐ 申請必要 ☐ 申請中 (許可見込み 年 月 予定) ☐ 許可済 (許可日 年 月 日) ☐ 不要 ()	担当部署等 確認日 年 月 日
(14) 建築確認申請手続 (建築基準法)	☐ 申請必要 ☐ 申請中 (確認見込み 年 月 予定) ☐ 確認済 (確認日 年 月 日) ☐ 不要 ()	担当部署等 確認日 年 月 日
(15) 河川の占用等許可手続 (河川法)	☐ 河川区域内 ☐ 河川保全区域内 ☐ 申請中 (許可見込み 年 月 予定) ☐ 許可済 (許可日 年 月 日) ☐ 不要 ()	担当部署等 確認日 年 月 日
(16) 景観計画区域内の行為 の届出手続 (景観法、上田市景観 条例及び同施行規則)	☐ 届出必要 ☐ 届出済 (届出日 年 月 日) ☐ 不要 ()	担当部署等 確認日 年 月 日
(17) 砂防指定地内における 制限行為及び砂防設備 占用の許可手続 (砂防法、長野県砂防 指定地管理条例)	☐ 申請必要 ☐ 申請中 (許可見込み 年 月 予定) ☐ 許可済 (許可日 年 月 日) ☐ 不要 ()	担当部署等 確認日 年 月 日

(18) 地すべり防止区域内における制限行為許可手続 (地すべり等防止法)	☐ 申請必要 ☐ 申請中 (許可見込み 年 月 予定) ☐ 許可済 (許可日 年 月 日) ☐ 不要 ()	担当部署等 確認日 年 月 日
(19) 急傾斜地崩壊危険区域内における制限行為許可手続 (急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律)	☐ 申請必要 ☐ 申請中 (許可見込み 年 月 予定) ☐ 許可済 (許可日 年 月 日) ☐ 不要 ()	担当部署等 確認日 年 月 日
(20) 史跡、名勝又は天然記念物区域内における現状変更等許可手続 (文化財保護法)	☐ 申請必要 ☐ 申請中 (許可見込み 年 月 予定) ☐ 許可済 (許可日 年 月 日) ☐ 不要 ()	担当部署等 確認日 年 月 日
(21) 長野県史跡、長野県名勝又は長野県天然記念物区域内における現状変更等許可手続 (文化財保護条例)	☐ 申請必要 ☐ 申請中 (許可見込み 年 月 予定) ☐ 許可済 (許可日 年 月 日) ☐ 不要 ()	担当部署等 確認日 年 月 日
(22) 上田市指定史跡、上田市指定名勝又は上田市指定天然記念物区域内における現状変更等許可手続 (上田市文化財保護条例)	☐ 申請必要 ☐ 申請中 (許可見込み 年 月 予定) ☐ 許可済 (許可日 年 月 日) ☐ 不要 ()	担当部署等 確認日 年 月 日
(23) 宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく申請等手続 (宅地造成及び特定盛土等規制法)	☐ 申請・届出必要 ☐ 申請・届出中 (許可見込み 年 月 予定) ☐ 許可済 (許可日 年 月 日) ☐ 不要 ()	担当部署等 確認日 年 月 日 届出日 年 月 日

添付書類（関係法令等手続結果報告書の場合）

- 1 関係法令等の許可証等の写し
- 2 その他市長が必要と認めたもの

様式第4号(第7条関係)

太陽光発電設備設置事業事前協議書

年 月 日

(提出先)上田市長

住 所
事業者 氏 名 印
電話番号
(法人その他の団体にあつては、名称、住所又は事務所の所在地及び代表者の氏名)

上田市太陽光発電設備の適正な設置に関する条例第10条第1項の規定により協議します。

事 業 名(予定)

事業区域の所在地(予定)

添付書類	縮 尺 等
1 案内図	1/
2 抑制区域チェックリスト(様式第5号)	
3 公図の写し	1/
4 土地利用計画図	1/
5 雨水排水処理計画図	1/
6 計画縦横断面図	1/
7 各種構造図	1/
8 雨水排水処理検討書	
9 現況写真	3枚
10 設計者の資格に関する申告書(様式第6号)	
11 その他市長が必要と認めたもの	

様式第5号(第7条関係)

抑制区域チェックリスト

年 月 日

(提出先) 上田市長

住 所
事業者 氏 名 印
電話番号
(法人その他の団体にあつては、名称、住所又は事務所の所在地及び代表者の氏名)

事業 名(予定)

事業区域の所在地(予定)

抑 制 区 域	該当の有無	担 当 部 署 等
(1) 砂防法第2条の規定により指定された砂防指定地	有 ・ 無 ☐ ・ ☐	担当部署等 確認日 年 月 日
(2) 地すべり等防止法第3条第1項の規定により指定された地すべり防止区域及びこれに準ずる区域	有 ・ 無 ☐ ・ ☐	担当部署等 確認日 年 月 日
(3) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項の規定により指定された急傾斜地崩壊危険区域及びこれに準ずる区域	有 ・ 無 ☐ ・ ☐	担当部署等 確認日 年 月 日
(4) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第9条第1項の規定により指定された土砂災害特別警戒区域及びこれに準ずる区域	有 ・ 無 ☐ ・ ☐	担当部署等 確認日 年 月 日
(5) 森林法第25条第1項の規定により指定された保安林の区域	有 ・ 無 ☐ ・ ☐	担当部署等 確認日 年 月 日
(6) 長野県水環境保全条例第11条第1項の規定により指定された水道水源保全地区の区域	有 ・ 無 ☐ ・ ☐	担当部署等 確認日 年 月 日
(7) 農地法第4条第6項第1号イに規定する農用地区域及び同号ロに規定する農地の区域	有 ・ 無 ☐ ・ ☐	担当部署等 確認日 年 月 日
(8) 自然公園法第5条第1項の規定により指定された国立公園及び同条第2項の規定により指定された国定公園の区域	有 ・ 無 ☐ ・ ☐	担当部署等 確認日 年 月 日

(9) 文化財保護法第109条第1項の規定により指定された史跡、名勝若しくは天然記念物若しくは同条第2項の規定により指定された特別史跡、特別名勝若しくは特別天然記念物、文化財保護条例第30条第1項の規定により指定された長野県史跡、長野県名勝若しくは長野県天然記念物又は上田市文化財保護条例第31条第1項の規定により指定された上田市指定史跡、上田市指定名勝若しくは上田市指定天然記念物の区域	有 ・ 無 □ ・ □	担当部署等 確認日 年 月 日
(10) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第29条第1項の規定により指定された鳥獣保護区の特別保護地区の区域	有 ・ 無 □ ・ □	担当部署等 確認日 年 月 日

様式第6号(第7条、第8条関係)

設計者の資格に関する申告書

年 月 日

(提出先)上田市長

住 所

事業者 氏 名



電話番号

(法人その他の団体にあつては、名称、住所又は事務所の所在地及び代表者の氏名)

上田市太陽光発電設備の適正な設置に関する条例施行規則第8条第2項の規定により提出します。

1	生年月日	年 月 日 生			
2	資格の内容				
3	勤務先の所在地と名称	(電話番号)			
4	最終学歴	年 月 日 卒業・中退 学校名 学科名 修業年数			
5	資格 免許等	名 称	イ 一級建築士	ロ 技術士	
		登録番号等	第 号	()部門 第 号	
		取得年月日	年 月 日	年 月 日	
6	宅 関 する 開 実 務 務 経 務 に 験	会社名、工事名及び実務の内容		実務に従事した期間	期間合計
				年 月から 年 月まで(年 月)	年 月
				年 月から 年 月まで(年 月)	
				年 月から 年 月まで(年 月)	
7	その他必要な事項				

備考

- 4、5欄の資格等を証する書類を添付すること。
- 6欄の記載事項を証明するものを添付すること。

様式第7号(第9条関係)

事前協議済通知書

第 号
年 月 日

(事業者) 様

上田市長



1 事業名

2 事業区域の所在地

3 事業の規模 事業区域面積 m² 発電出力 kW

上記事業の事前協議が終了したので、上田市太陽光発電設備の適正な設置に関する条例
第10条第3項の規定により通知します。

※ 上田市太陽光発電設備の適正な設置に関する条例第14条に基づく届出の際は、本通知
書の写しを添付してください。

様式第8号(第10条関係)

説明会開催報告書

年 月 日

(報告先)上田市長

住 所

事業者 氏 名



電話番号

(法人その他の団体にあつては、名称、住所又は事務所の所在地及び代表者の氏名)

上田市太陽光発電設備の適正な設置に関する条例第11条第3項の規定により報告します。

1 事業名	
2 説明会開催日時	年 月 日 時 分 ～ 時 分
3 開催した場所	
4 事業者側の出席者の氏名、所属等	
5 地域住民等の参加者数	名
6 説明した内容	
7 地域住民等からの主な意見と対応方針	

添付書類

- 1 説明会に配布した資料
- 2 説明会の状況写真1～2枚
- 3 当日の出席者名簿の写し
- 4 地域住民等範囲図(公図の写しに事業区域、隣接土地所有者が分かるように記載したもの)

様式第9号(第11条関係)

意見書提出報告書

年 月 日

(報告先)上田市長

住 所

事業者 氏 名



電話番号

(法人その他の団体にあつては、名称、住所又は事務所の所在地及び代表者の氏名)

上田市太陽光発電設備の適正な設置に関する条例第12条第2項の規定により報告します。

1 事業名	
2 申出年月日	年 月 日
3 申出者の住所	
4 申出者の氏名	
5 意見書の概要	

添付書類 意見書の写し

様式第10号(第12条関係)

協議内容報告書

年 月 日

(報告先)上田市長

住 所

事業者 氏 名



電話番号

(法人その他の団体にあつては、名称、住所又は事務所の所在地及び代表者の氏名)

上田市太陽光発電設備の適正な設置に関する条例第13条第2項の規定により報告します。

1	事業名	
2	事業区域の所在地	
3	協議日時	年 月 日 時 分 ～ 時 分
4	協議場所	
5 協議内容	意見書の概要	
	見解書の概要	
	協議の結果	

(注)この様式内に記入しきれない場合は、別紙に記入し、添付してください。

添付書類

- 1 協議で配布した資料
- 2 見解書の写し

様式第11号(第13条関係)

太陽光発電設備設置事業届出書

年 月 日

(届出先)上田市長

住 所
事業者 氏 名 ㊟
電話番号
(法人その他の団体にあつては、名称、住所又は事務所の所在地及び代表者の氏名)

上田市太陽光発電設備の適正な設置に関する条例第14条の規定により届け出ます。

事業名

添付書類

- 1 事業計画書(当初)
- 2 設計図等
 - (1) 案内図 (1/10,000～1/25,000)
 - (2) 公図の写し (1/500～1/600)
 - (3) 登記事項要約書の写し (届出の日から3か月以内の日付のもの)
 - (4) 求積図 (1/10,000～1/25,000)
 - (5) 現況平面図 (1/250～1/500)
 - (6) 現況横断面図 (1/100～1/200)
 - (7) 土地利用計画平面図 (1/250～1/500)
 - (8) 土地利用計画縦横断面図 (1/100～1/200)
 - (9) 各種構造図 (1/20～1/100)
 - (10) 土量計算書
 - (11) 残土処理計画書
 - (12) 木竹伐採処理計画書
 - (13) 雨水排水処理計画図(1/250～1/500)
 - (14) 雨水排水処理施設等構造図 (1/20～1/100)
 - (15) 雨水排水処理検討書
- 3 現況写真
- 4 事前協議済通知書(写し)
- 5 工事工程表
- 6 雨水排水放流先施設管理者の同意書(写し)

様式第12号(第13条、第17条関係)

年 月 日

事業計画書(当初・変更)

事業 者	住所			電話			
	氏名						
設 計 者	住所			電話			
	氏名						
工 事 施 工 者	住所			電話			
	氏名						
事業 名							
利 用 目 的	太陽光発電設備の設置						
事業区域の所在地	上田市						
事業 者 代 理 人	住所			電話			
	氏名						
工 事 の 期 間 (予 定)	着工	年	月	日			
	完了	年	月	日			
1 地 目 別 概 要	総 面 積	謄本	m ²	実測	m ²		
	宅 地	謄本	m ²	実測	m ²		
	田	謄本	m ²	実測	m ²		
	畑	謄本	m ²	実測	m ²		
	山 林	謄本	m ²	実測	m ²		
	その他()	謄本	m ²	実測	m ²		
2 設 備 計 画	事業区域面積	m ²					
	発電出力	kW					
	基 礎 構 造	コンクリート基礎	本				
		直接基礎	本				
		その他	本				
	パワーコンディショナーの設置台数	kW	台				
管理棟の有無	有(床面積	m ²)	無				
3 接 道 計 画 (主たる道路)	東側 南側	西側	国道	号	に	m	接道
		北側	県道	線	に	m	接道
			市道	線	に	m	接道
			農道	線	に	m	接道
			その他道路	線	に	m	接道
4 安 全 施 設	防 犯 灯			灯			
	防護柵	高さ	m	m			
	その他()			m			

様式第13号(第14条関係)

事業に関する協定書

上田市太陽光発電設備の適正な設置に関する条例(令和元年条例第22号)に基づき、上田市(以下「甲」という。)と、事業者(以下「乙」という。)との間において、乙が施行する(以下「当該事業」という。)の実施にあたり、次のとおり協定を締結する。

第1条 乙が施行する当該事業の事業区域の所在地及び事業の規模は次のとおりとする。

- | | | | | |
|--------------|------------|----------------|------|----|
| (1) 事業区域の所在地 | 上田市 | | | |
| (2) 事業の規模 | 事業区域面積 | m ² | 発電出力 | kW |
| (3) 目 的 | 太陽光発電設備の設置 | | | |

第2条 乙が行う当該事業の設計及び施行については、上田市太陽光発電設備の適正な設置に関する条例に規定する届出の技術的取扱要領の基準によるものとする。

第3条 乙は、当該事業の実施にあたり、上田市太陽光発電設備の適正な設置に関する条例、同条例施行規則(令和元年規則第24号)、及び上田市景観条例(平成24年条例第40号)、同条例施行規則(平成24年規則第34号)の内容を遵守するものとする。

第4条 乙は、年 月 日付で甲に提出した確約書の内容を遵守するものとする。

第5条 乙は、当該事業区域内からの排水については、下流域に汚濁や災害等を及ぼすことのないよう適正な維持管理に努めるものとする。

第6条 乙が当該事業区域内及び既存道路等関連する区域で、工事完了後、乙の工事施行が原因で当該事業による工作物及び公共施設の破損、災害等が発生した場合は、乙の責任とし、速やかに甲に報告するものとする。

第7条 前条の破損、災害等の復旧に要する経費は乙の負担とし、甲の技術指導を受け、発生後速やかに復旧するものとする。

第8条 乙の当該事業に関連する区域での工事中及び工事完了後において、周辺住民の良好な環境や安全を阻害することのないように、乙の責任と負担において、必要な措置を講ずるものとする。

第9条 乙の都合により、当該事業に伴い築造された太陽光発電設備及びその他の附帯施設等の所有者又は土地の所有者が変更になる場合は、乙は変更後の所有者に本協定書の内容を十分に説明し、承継するものとする。

第10条 乙は、固定価格買取期間終了後においても、引き続き適正な維持管理を行うものとする。

第11条 この協定の解釈に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙両者で協議するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自通を保有するものとする。

年 月 日

甲 上田市大手一丁目11番16号

上田市

上記代表者 上田市長

印

乙 (住所)

(氏名)

印

※ 確約書写し添付

様式第14号(第15条関係)

事業着手届出書

年 月 日

(届出先)上田市長

住 所
事業者 氏 名 ㊞
電話番号
(法人その他の団体にあつては、名称、住所又は事務所の所在地及び代表者の氏名)

住 所
工事施工者 氏 名 ㊞
電話番号
(法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

上田市太陽光発電設備の適正な設置に関する条例第16条の規定により届け出ます。

協 定 締 結 年 月 日	年 月 日	
事 業 名		
事業区域の所在地	上田市	
予 定 工 期	自	年 月 日
	至	年 月 日
現 場 責 任 者	住 所	
	氏 名	
	連 絡 先	

様式第15号(第17条関係)

事業変更届出書

年 月 日

(届出先)上田市長

住 所

事業者 氏 名



電話番号

(法人その他の団体にあつては、名称、住所又は事務所の所在地及び代表者の氏名)

上田市太陽光発電設備の適正な設置に関する条例第18条の規定により届け出ます。

事 業 名

事業区域の所在地

1 添付書類

(1) 変更内容の説明資料

(2) 事業計画書(変更)

(変更部分を赤字で記入すること。)

(3) 変更設計図等

2 変更の概要

変更前

変更後

3 変更する理由

様式第16号(第17条関係)

事業者変更届出書

年 月 日

(届出先)上田市長

住 所

事業者 氏 名



電話番号

(法人その他の団体にあつては、名称、住所又は事務所の所在地及び代表者の氏名)

上田市太陽光発電設備の適正な設置に関する条例第18条の規定により届け出ます。

事 業 名

事業区域の所在地

1 変更の内容

(変更前の事業者)

住所

氏名

(変更後の事業者)

住所

氏名

2 変更する理由

様式第17号(第17条関係)

事業取下書

年 月 日

(提出先)上田市長

住 所

事業者 氏 名



電話番号

(法人その他の団体にあつては、名称、住所又は事務所の所在地及び代表者の氏名)

上田市太陽光発電設備の適正な設置に関する条例第14条の規定により届出いたしました事業を次のとおり取下げます。

1 届出年月日 年 月 日

2 事業名

3 事業区域の所在地

4 協定締結日 年 月 日

5 取下げの理由

様式第18号(第18条関係)

事業完了届出書

年 月 日

(届出先)上田市長

住 所
事業者 氏 名 印
電話番号
(法人その他の団体にあつては、名称、住所又は事務所の所在地及び代表者の氏名)

住 所
工事施工者 氏 名 印
電話番号
(法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

上田市太陽光発電設備の適正な設置に関する条例第19条第1項の規定により届け出ます。

協 定 締 結 年 月 日	年 月 日		
事 業 名			
事業区域の所在地	上田市		
工 期	自	年 月 日	
	至	年 月 日	
現 場 責 任 者	住 所		
	氏 名		
	連 絡 先		

様式第19号(第18条関係)

事業完了確認書

第 号
年 月 日

(事業者) 様

上田市長



下記事業の完了を確認したので、上田市太陽光発電設備の適正な設置に関する条例第19条第2項の規定により通知します。

事業名			
事業者	住所		
	氏名		
事業区域の所在地			
事業の規模	事業区域面積	m ²	発電出力 kW
協定締結日	年	月	日
完了確認日			
備考			

様式第20号(第19条関係)

(表)

第 号
身 分 証 明 書
所 属 職氏名 (年 月 日生)
上記の者は、上田市太陽光発電設備の適正な設置に関する条例 第20条第1項の規定による立入調査を行う職員であることを証明 する。
年 月 日交付 上田市長 

(裏)

上田市太陽光発電設備の適正な設置に関する条例(抜粋)
(報告の徴収及び立入調査)
第20条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者 に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又は事業者の同意を 得て、関係職員を事業区域に立ち入らせて必要な調査をさせ、 若しくは関係者に質問させることができる。
2 前項の規定による立入調査をする職員は、その身分を示す証 明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなけ ればならない。
3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認め られたものと解してはならない。

様式第21号(第20条関係)

指導・助言通知書

第 号
年 月 日

(事業者) 様

上田市長



上田市太陽光発電設備の適正な設置に関する条例第21条第1項の規定により通知します。

事業名	
事業区域の所在地	
指導・助言の内容	

様式第22号(第20条関係)

勸告書

第 号
年 月 日

(事業者) 様

上田市長 

上田市太陽光発電設備の適正な設置に関する条例第21条第2項の規定により、次のとおり必要な措置を講ずるよう勸告します。

事業名	
事業区域の所在地	
措置を講ずる期限	年 月 日
勸告事項	

様式第23号(第20条関係)

是 正 措 置 報 告 書

年 月 日

(報告先)上田市長

住 所

事業者 氏 名



電話番号

(法人その他の団体にあつては、名称、住所又は事務所の所在地及び代表者の氏名)

上田市太陽光発電設備の適正な設置に関する条例第21条第1項又は第2項の規定により、
年 月 日付け 第 号にて指導、助言又は勧告を受けたことについて、必要な措置を講じたので次のとおり報告します。

事業名	
事業区域の所在地	
指導、助言内容又は 勧告事項 措置を講ずる期限(※)	年 月 日(※勧告の場合に記入)
措置内容	

様式第24号(第22条関係)

弁明の機会の付与通知書

第 号
年 月 日

(事業者) 様

上田市長



あなたが実施しようとする事業については、 年 月 日付け 第 号の勧告書をもって必要な措置を勧告しましたが、いまだに改善が認められないことから、上田市太陽光発電設備の適正な設置に関する条例第22条第1項の規定により、その事実を公表する予定です。

つきましては、同条例第22条第2項の規定により弁明の機会を付与しますので通知します。

なお、弁明書の提出期限までに提出されない場合は、次の事項を公表します。

1 公表を予定する事項

氏 名 及 び 住 所	
公表の原因となった事業の内容	
指導、助言又は勧告に至る経過	
公表の時期	年 月 日
公表の方法	

2 弁明の機会の付与に関する事項

弁明書の提出期限	年 月 日
提出先	

様式第25号(第22条関係)

公表に関する弁明書

年 月 日

(提出先)上田市長

住 所
事業者 氏 名 ㊟
電話番号
(法人その他の団体にあつては、名称、住所又は事務所の所在地及び代表者の氏名)

上田市太陽光発電設備の適正な設置に関する条例第22条第2項の規定により、次のとおり弁明します。

事業名	
事業区域の所在地	
公表の原因となった事業についての弁明	
その他当該事案の内容についての弁明	

※ 弁明書を提出する場合は、証拠書類等を添付して提出することができます。

様式第26号(第23条関係)

上田市太陽光発電設備の適正な設置に関する条例における違反事案について
の情報提供(通知)

第 号
年 月 日

様

上田市長 印

上田市太陽光発電設備の適正な設置に関する条例(令和元年条例第22号)における違反事案について、第 条第 項の規定に基づき、 年 月 日付け 第 号にて、上田市長より しました。

本事案は、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成23年法律第108号)に基づき認定を取得しているため、別添の関連資料を添えて情報提供(通知)します。